

令和2年第3回小山町議会4月臨時会会議録

令和2年4月30日

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 鈴木 豊君
5番 遠藤 豪君 6番 佐藤 省三君
7番 藪田 豊造君 8番 高畑 博行君
9番 岩田 治和君 10番 池谷 弘君
11番 米山 千晴君 12番 渡辺 悦郎君
13番 池谷 洋子君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	野木 雄次君
危 機 管 理 局 長	遠藤 正樹君	住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君
経 済 産 業 部 長	高村 良文君	都 市 基 盤 部 長	湯山 博一君
オリンピック・パラリンピック推進課長	池谷 精市君	教 育 次 長	長田 忠典君
企 画 政 策 課 長	清水 良久君	総 務 課 長	池田 馨君
税 務 課 長	渡邊 啓貢君	住 民 福 祉 課 長	勝又 徳之君
商 工 観 光 課 長	渡邊 辰雄君	フロンティア推進課長	湯山 浩二君
農 林 課 長	前田 修君	こども育成課長	大庭 和広君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	後藤 喜昭君	議 会 事 務 局 書 記	池谷 孝幸君
会 議 録 署 名 議 員	1番 室伏 勉君	2番 室伏 辰彦君	

閉 会 午前11時47分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提案説明
- 日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(小山町保育料条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(小山町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
(小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第8 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度小山町一般会計補正予算(第12号))
- 日程第9 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度小山町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第10 議案第55号 工事請負契約の締結について
(令和2年度 緊急自然災害防止対策事業 (普) 湯船排水路河川改修工事)
- 日程第11 議案第56号 小山町国民健康保険条例及び小山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第57号 令和2年度小山町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第58号 令和2年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第59号 令和2年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算(第1号)

議 事

午前10時00分 開会

○議長（池谷洋子君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。新型コロナウイルス感染予防対策のため、議場内では、当局の説明並びに議員の発言の際も含めて、マスクを着用することとします。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和2年第3回小山町議会4月臨時会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池谷洋子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、1番 室伏 勉君、2番 室伏 辰彦君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（池谷洋子君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、会期は4月30日、1日と決定しました。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（池谷洋子君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本臨時会に提出されました承認第3号から承認第8号、議案第55号から議案第59号までの11議案について、町長から提案説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） おはようございます。御苦労さまです。令和2年第3回小山町議会4月臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆様には御出席をいただき、大変ありがとうございます。

今回提案をいたしましたのは、専決処分の承認6件、工事請負契約の締結1件、条例改正1件、一般会計補正予算1件、特別会計補正予算2件の合計11件であります。

はじめに、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（小山町保育料条例の一部を改正する条例）についてであります。

本案は、地方自治法の規定に基づき、令和2年3月30日に専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）についてであります。

本案は、地方自治法の規定に基づき、令和2年3月31日に専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例等の一部を改正する条例）についてであります。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、小山町税条例等の一部を改正するものであり、地方自治法の規定に基づき専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、小山町国民健康保険税条例の一部を改正するものであり、地方自治法の規定に基づき専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第7号 専決処分の承認を求めることについてであります。

本件は、台風19号災害復旧事業における国庫補助金のかさ上げにより、年度内に歳入の組み替えをする必要があったため、地方自治法の規定に基づき、令和元年度小山町一般会計補正予算（第12号）を専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第8号 専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策により、一時的に経営の安定に支障が生じ、経済変動対策資金の貸し付けを受けた町内の中小企業者に対し、早急に利子補給金制度を実施する必要があったため、地方自治法の規定に基づき、令和2年度小山町一般会計補正予算（第1号）を専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第55号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和2年度 緊急自然災害防止対策事業 普通河川湯船排水路河川改修工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第56号 小山町国民健康保険条例及び小山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、厚生労働省から傷病手当金の支給について検討するよう要請がなされたことから、小山町国民健康保険条例及び小山町後期高齢者医

療に関する条例の一部を改正し、国民健康保険及び後期高齢者医療被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者に係る傷病手当金の支給に関する特例を新たに定めるものであります。

次に、議案第57号 令和2年度小山町一般会計補正予算（第2号）につきましては、休業要請協力金及び経営支援緊急給付金交付事業実施のための歳出予算の組み替えであります。

次に、議案第58号 令和2年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者に対する傷病手当を支給するため、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ330万円を追加し、予算の総額を19億4,930万円とするものであります。

次に、議案第59号 令和2年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、令和元年度の木質バイオマス発電事業特別会計の歳入が1,042万2,000円不足することから、令和2年度の予算から繰り上げ充用するため、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,042万2,000円を追加し、予算の総額を5,187万2,000円とするものであります。

以上、今臨時会に提案いたしました11件の提案説明を終わります。

なお、関係部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（小山町保育料条例の一部を改正する条例）

○議長（池谷洋子君） 日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（小山町保育料条例の一部を改正する条例）を議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長（長田忠典君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（小山町保育料条例の一部を改正する条例）についてであります。

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が、本年3月27日に公布され、同年3月2日から適用されることとされました。これに伴い、小山町保育料条例の一部改正につきましても、適用日を3月2日とし、速やかに対応したいことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月30日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

一部改正の内容につきましては、お手元の新旧対照表1ページ、2ページを御覧ください。

第3条に新たに第4項を追加し、新型コロナウイルス感染症への対応など公衆衛生対策の観点から、保育園及びこども園を休園した場合や、町からの登園自粛等の要請により保育園及びこども園を欠席した場合に、保育料を日割り計算できるようにするものであります。

なお、この条例は、本年3月30日から施行し、内閣府令と同様に、本年3月2日から適用することとしております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第3号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、承認第3号は、これを承認することに決定しました。

日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（池谷洋子君） 日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（野木雄次君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）についてであります。

この条例は、令和元年12月議会定例会にて承認を賜り、本年4月1日から施行することとしておりました。小山町会計年度任用職員のうち、パートタイム会計年度任用職員の給与等の支払いを、月の1日から末日までを計算期間とし、その月分を翌月の15日に支給することを想定しておりましたが、適正に支払い事務を行う観点から給与等の支払い日を、常勤職員及びフルタイム会計年度任用職員と同様の21日に変更する必要性が生じました。施行期日が4月1日からであったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月31日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

一部改正の内容につきましては、議案書4ページを御覧ください。

第16条第1項中「15日」を「21日」に改めるものであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませ

んか。

○7番（**菌田豊造君**） 1点質問させていただきます。

今まで15日にしていたという、何かそういうふうなことの根拠があつてのことだったのか。私達は全員21日だと思っていたら、15日というのがあったんですけど、今までこういうふうにして15日だったということについての御説明をお願いします。

○議長（**池谷洋子君**） 答弁を求めます。

○総務課長（**池田 馨君**） 菌田議員の質問にお答えいたします。

従前の臨時職員とパートタイム職員と同じようにするというので、月の1日から末日を計算期間としておりました。これを15日、1日から15日間とすると支払い事務にそごが出てしまうと困るということで、今回21日とさせていただいて支給をすることといたしました。

以上でございます。

○7番（**菌田豊造君**） 質問の内容が違う。15日はどうして決めたんですか。

○総務課長（**池田 馨君**） 失礼いたしました。質問にお答えさせていただきますけれども、従来が月末締めとしていたものですから、それに伴いまして計算期間が大変短いということで、今回15日から21日という仕組みにさせていただきました。

以上でございます。

○議長（**池谷洋子君**） ほかに質疑はありませんか。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第4号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（**池谷洋子君**） 起立全員です。したがって、承認第4号は、これを承認することに決定しました。

日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例等の一部を改正する条例）

○議長（**池谷洋子君**） 日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（**野木雄次君**） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例等の一部を改正する条例）についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されました。これに伴い、地方税法に基づく条例である小山町税条例の一部改正につきましても、施行日を地方税法と同じ令和2年4月1日とするために、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月31日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の一部改正の主な税目ですが、個人住民税、固定資産税、たばこ税が主なもので、個人町民税については、未婚のひとり親に関するひとり親控除の創設と非課税措置の追加等であります。固定資産税については、所有者が不明な土地等に係る固定資産課税台帳への登録及び課税についてであり、たばこ税については、1本当当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数換算の段階的な見直しであります。

それでは、主な内容を税目の順に説明いたします。

お手元の条例改正資料新旧対照表の6ページを御覧ください。改正内容等の関係から説明するページの順番が前後いたしますので、あらかじめ御了承ください。

はじめに、第1条関係の条例第24条、個人町民税の非課税の範囲に「ひとり親」を加えました。これは、全てのひとり親家庭に対して、婚姻歴の有無による不公平と男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を同時に解消するためのもので、婚姻歴の有無、男性のひとり親、女性のひとり親に関わらず、前年の合計所得が500万円以下のひとり親に、ひとり親控除を創設するものです。また、女性のひとり親には、男性のひとり親と同様に所得制限が設けられ、あわせて男性の寡夫控除26万円を30万円のひとり親控除とし、男女間の差を減少させるものです。一方、死別後、子どものいない女性で、合計所得が500万円以下の方に対する寡婦控除26万円は継続されます。

なお、これらの改正は、令和3年1月1日に施行され、令和3年度分以後の住民税に適用されます。

次に、18ページを御覧ください。

第1条関係の条例第74条の3、現所有者の申告について説明します。

これは、所有者不明の土地等に係る固定資産税の課税上の問題に対応するため、所有者不明の土地等の相続人等、現に所有している方に申告することを義務づけたものであります。

次に、12ページにお戻りください。

第1条関係の条例第54条、固定資産税の納税義務者等の、第5項により固定資産の所有者が不明な場合、事前に使用者に通知した上で、使用者を所有者とみなし、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとなります。

これらの改正は、令和2年4月1日に施行され、令和3年度分以後の固定資産税に適用されます。

次に、20ページを御覧ください。

第1条関係の条例第94条、たばこ税の課税標準について説明します。

これは、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこを紙巻きたばこ1本に換算するため、段階的に課税方式を見直すものであります。

まずは、20ページ上段にありますように、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこを、紙巻きたばこ0.7本に換算するもので、令和2年10月1日に施行されます。

次に、72ページを御覧ください。

第2条関係の条例第94条で、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこを、紙巻きたばこ1本に換算するよう再度改正されています。

この改正は、令和3年10月1日に施行されます。

その他の改正につきましては、今回の地方税法等の改正に合わせて、所要の規定の整備及び削除等を行ったもの及び元号等の改正であります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第5号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、承認第5号は、これを承認することに決定しました。

日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（池谷洋子君） 日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、令和2年3月31日に公布され、4月1日から施行されました。

小山町国民健康保険税条例は、地方税法に基づく条例であり、今回の一部改正についても、地

方税法と同日施行が望ましいことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月31日に専決処分をし、4月1日施行としましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

条例改正資料99ページをお開きください。

今回の改正は、国民健康保険税の賦課限度額を見直すことにより、納税義務者間の税負担の公平性の確保等を図ろうとするものであります。国民健康保険税のうち、基礎課税額の賦課限度額を2万円引き上げ63万円とし、介護納付金課税額の賦課限度額を1万円引き上げ17万円とするものであります。

また、低所得者に係る国民健康保険税軽減の拡充として、被保険者均等割額及び世帯平等割額を軽減する所得判定基準について、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき加算する額を、5割軽減では5,000円増額し28万5,000円に、2割軽減では1万円増額し52万円とするものであります。

また、あわせて文言の整理を行います。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第6号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、承認第6号は、これを承認することに決定しました。

日程第8 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度小山町一般会計補正予算（第12号））

○議長（池谷洋子君） 日程第8 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度小山町一般会計補正予算（第12号））を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（野木雄次君） 承認第7号 専決処分の承認を求めることについてであります。

この専決処分につきましては、台風第19号災害復旧事業における国庫補助金のかさ上げにより、

年度内に歳入の組み替えをする必要があったため、令和元年度小山町一般会計におきまして、その財源について補正するもので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度小山町一般会計補正予算（第12号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ40万1,000円を追加し、予算の総額を185億7,874万6,000円とし、あわせて繰越明許費の補正をするものであります。

はじめに、4ページを御覧ください。

繰越明許費の補正であります。農林水産施設災害復旧費、3事業について、年度内の事業の進捗によりそれぞれ繰越額を変更するものであります。

次に、歳入について説明申し上げます。

6ページをお開きください。

16款2項8目災害復旧費国庫補助金を1億3,550万1,000円増額しますのは、災害復旧費補助金の確定によるものであります。

20款2項7目財政調整基金繰入金及び23款1項4目災害復旧費を減額しますのは、災害復旧費補助金の確定により減額するものであります。

次に、8ページ、歳出については、歳入歳出の差額を予備費で調整するものであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第7号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、承認第7号は、これを承認することに決定しました。

日程第9 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度小山町一般会計補正予算（第1号））

○議長（池谷洋子君） 日程第9 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度小山町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（野木雄次君） 承認第8号 専決処分の承認を求めることについてであります。

この専決処分につきましては、新型コロナウイルス感染症対策により、一時的に経営の安定に支障が生じ、経済変動対策資金の貸し付けを受けた町内の中小企業者に対し、早急に利子補給金制度を実施する必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度小山町一般会計補正予算（第1号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、予算の総額を109億5,000万円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

21款1項1目繰越金を1,000万円増額しますのは、令和元年度繰越金が見込めるため、今回の財源として増額するものです。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

7ページの6款1項1目商工業振興費のうち、説明欄（3）中小企業振興費を1,000万円増額しますのは、中小企業経済変動対策として、経済変動対策資金の貸し付けを受けた中小企業者に対して、利子補給金の交付を実施するものであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第8号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、承認第8号は、これを承認することに決定しました。

日程第10 議案第55号 工事請負契約の締結について（令和2年度 緊急自然災害防止対策事業（普）湯船排水路河川改修工事）

○議長（池谷洋子君） 日程第10 議案第55号 工事請負契約の締結について（令和2年度 緊急

自然災害防止対策事業（普通河川湯船排水路河川改修工事）を議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○**経済産業部長（高村良文君）** 議案第55号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は、22ページからとなります。

本案は、令和2年度 緊急自然災害防止対策事業 普通河川湯船排水路河川改修工事の工事請負契約の締結案件であります。

この工事は、令和元年10月11日から12日にかけての台風第19号により被災した、普通河川湯船排水路において、排水路法面の荒廃が著しく、今後予想される大雨等が発生した際、土砂流失により河道埋塞が生じる可能性があることから、対策工事を行い、災害発生の予防と法面の荒廃拡大を防止するため、改修工事を実施するものであります。

23ページをお開きください。

主な工種につきましては、現場打法枠工4,206平方メートル、鉄筋挿入工683本、工事に必要な水替え工などの仮設工を施工するものであります。

工事箇所は、令和2年2月4日開催されました、令和2年第1回小山町議会2月臨時会にて議決をいただきました、令和元年度普通河川湯船排水路 元年河川災害復旧工事 元年災査定第20号と同一現場であり、現に契約履行中の施工者が同時に施工することにより、工期の短縮、経費の削減に加え、工事の安全・円滑な施工が確保できる等、有利と認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき、契約履行中であります臼幸産業株式会社に見積書を徴取したところ、1億7,500万円にて決定し、消費税相当額1,750万円を加え、1億9,250万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、この工事の完成予定期日は、令和3年3月26日を予定しております。

説明は以上でございます。

○**議長（池谷洋子君）** 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第55号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○**議長（池谷洋子君）** 起立全員です。したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第56号 小山町国民健康保険条例及び小山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第11 議案第56号 小山町国民健康保険条例及び小山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第56号 小山町国民健康保険条例及び小山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

まず、最初に、今回の条例改正の背景について御説明いたします。

去る3月10日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の第2弾において、国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市区町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うことが決定されました。これを受け、厚生労働省から市区町村等に対し、傷病手当金の支給について検討するよう要請がなされました。

一方、静岡県後期高齢者広域連合からは、傷病手当金の支給に向け、4月中に連合長による専決処分にて条例改正を行うとの情報提供があり、これに基づき、小山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正し、町が行う事務に傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受け付けを加えることといたしました。

小山町国民健康保険における町の対応であります。町内ではいまだ感染者は確認されていない状況ではあるものの症状等がある方への対応として、国の要請どおり傷病手当金の支給に向け条例整備を行うものです。

具体的には、小山町国民健康保険条例の一部を改正し、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者に係る傷病手当金の支給に関する特例を定めます。

支給対象者は、国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者のうち、被用者、給与の支払いを受けている方で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われる場合に、その療養のため労務に服することができない方です。

支給期間は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間です。ただし、給与収入の全額または一部を受けることができる方に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しません。なお、受けることができる給与収入の額が、規定により算定される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給いたします。

支給額は、直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除して得た額の3分の2に相当する金額に、支給対象となる日数を乗じて算出します。

適用期間は、令和2年1月1日から9月30日までの間で、療養のため労務に服することができない期間とします。

申請の受け付け方法は、まずは住民福祉課国保年金班に電話で事前に相談をいただき、郵送等にて受け付けることを想定しています。

本件は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策であることから、急ぎ決定し実施できる体制を整えるものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○3番（小林千江子君） 先日行われました全協でも質問させていただいたんですけれども、この法令の改正に関しては、療養中の生活保護保障でもある傷病手当金ですが、支払い申請してから支払われるまでに最短どれくらいを有するのか。

また、周知の徹底という、周知なんですけれども、町ホームページ等により周知をするということですが、ホームページを閲覧することができないような状況にある方に対しては、どのように周知をするのか。

その2点をお伺いさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（勝又徳之君） ただいまの小林議員の御質問にお答えをいたします。

支払い日までの最短の期日ですけれども、全協でもお答えしましたとおり、町の支払い日は決まっております、そこの支払い日に向けて、例えば5日、15日、25日と、現金の支払い日が10日と、5日ごとに支払い日が決まっておりますので、申請があったら一番最短の支払い日に処理ができるように事務は進めてまいります。

続きまして、周知の方法ですけれども、まず決定をいたしましたら、ホームページ等で周知いたします。これは国民健康保険の被保険者にも関わることでありますので、別途お知らせなどを作って、被保険者には周知ができるように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第56号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第57号 令和2年度小山町一般会計補正予算（第2号）

○議長（池谷洋子君） 日程第12 議案第57号 令和2年度小山町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（野木雄次君） 議案第57号 令和2年度小山町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染拡大防止経営支援緊急給付金交付事業実施のための歳出予算の組み替えであります。

5ページを御覧ください。

はじめに、2款8項1目広報広聴費、説明欄（3）東京オリンピック・パラリンピック推進事業費を5,892万1,000円減額しますのは、東京オリンピック・パラリンピックが来年度に延期となったため、来年度に向けた準備に必要な経費を除き、減額するものであります。

次に、7ページの6款2項1目観光費、説明欄（2）観光振興費を760万円減額しますのは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、富士山金太郎春まつりと夏まつり実施を見合わせることにしたため、おまつり助成金を減額するものであります。

次に、6ページにお戻りください。

4款1項2目予防費、説明欄（3）新型コロナウイルス感染症対策事業費を新たに創設し、1,097万8,000円増額しますのは、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、町の備蓄資材を増強することにより、町内における医療崩壊や介護崩壊といった事態を未然に防ぎ、今後発生すると考えられる事態に迅速に対応できるよう準備するものであります。

備蓄資材の主なものは、サージカルマスク、皮膚赤外線体温計、防護服セット、消毒エタノールなどを予定しております。

次に、6款1項1目商工業振興費、説明欄（2）商工業振興費を5,000万円増額しますのは、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、経済的に逼迫している町内事業者の経営支援のため上限10万円の給付金を交付するもの及び休業に御協力をいただいた町内事業者に対する協力金上限30万円を交付するものであります。

最後に、12款1項1目予備費を554万3,000円増額しますのは、今回の補正により生じます差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○2番（室伏辰彦君） 小山町として休業を要請した事業所は、何社あるんでしょうか。

そして、もう1点、給付金は最大で10万円というのを言われましたが、前年比、同月比が35%

以上減額している小売店、中小規模業者、個人事業者というふうに言われておりますが、この35%と決めた理由を教えてください。ちなみに長泉町では20%、35%は小山町ですけど、20%で10万円を給付というのが出ておりますので、近隣の市町村にできれば合わせていただきたいなということも考えておりますので、御説明をお願いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） 室伏議員の御質問にお答えいたします。

まず、協力金の対象者でございますが、当初把握いたしましたのが78社で、その後いろいろ問い合わせ等もございまして、電話帳とかそういうものも使って拾い出しをしまして、約100件ほどまで対象者を広げてございます。

次に、給付金のなぜ35%に決めたかというところでございますけれど、当初50%減少したらというところで制度を設計してございましたが、商工会からの要望がございまして、35%といたしました。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

○12番（渡辺悦郎君） 2点伺います。

まず、最初に、この予算につきまして、プロセスの点からちょっとお尋ねしたいと思います。

4月19日の朝刊でこれが報道されたわけでございます。議会に対しては、23日の全協ということになっております。当然、議員の皆さんも、これは私もそうですけれども、19日の朝刊が出た段階から、いろんな方が質問されているわけなんですよね。しかしながら、我々は何も説明を受けてない。この辺について、いかがなものかなというふうに考えております。実は、これは1月6日の新産業エリアの産廃の件でも、やっぱり同じような事案がございました。これについて町長のお考えを伺いたいと思います。

次に、昨日、富士山の富士宮口、こちらの方の山小屋の方が全休というか、閉鎖というふうになっております。この山小屋という位置づけなんですけれども、やっぱり緊急避難という点を考えたら、どうしても開けなきゃいけないんじゃないかな。ただ、その辺に対して、須走口の方はどういうふうにやるかというのは組合の方でお考えだと思いますけれども、町としての対応を伺います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時03分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 渡辺議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1点目でございますけれども、プロセスということの御質問でございます。

議員の皆様の説明の前に報道に掲載をされたということでございますけれども、私は新型コロナウイルス対策、対応は、緊急危機事案だというふうに捉えております。したがって、これにつきましては、ほかの市町でもかなり早くいろいろな対策を打ち出して新聞報道がされているという状況下でありましたので、一刻でも早く町民の皆様には小山町の体制、対応をお知らせする必要がありますというふうに判断をいたしまして、記者の質問にお答えをさせていただいたということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） 渡辺議員の二つ目の御質問にお答えいたします。

小山町の須走口につきましてどう対応するかという御質問ですが、5月7日、連休明けになりますが、山内組合の方で協議がされるということが決まっております。その協議の結果をもちまして、さらに小山町と協議をさせていただいて方針を決めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○12番（渡辺悦郎君） 先ほど町長の方から、緊急を要するからマスコミの方に先に流したという話がありました。この町内の小規模事業者、商店主が本当に日々大変な状況であるというのは、私達が小山に住んでいれば議員の皆さんも承知されていることだと思います。であるならば、なぜ専決をやって進めなかったのかなど、こういうふうに考えるわけでございます。

2点目につきましては、課長の答弁のとおり了解いたしました。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 渡辺議員の質問にお答えをさせていただきます。

本当に小規模事業者の皆さんは大変な状況だということございまして、議員の皆様からもいろいろな御提案をいただきました。これにつきましては、庁内の本部会議を開催しながら、どうということをやった方がいいのかという調整をしてまいりました。

なぜ専決で進めなかったかということでございますけれども、これにつきましては、庁内で調整をする時点で、いろいろな他市町の状況を勘案しながらということございまして、専決をするということに至らず、新聞発表をして対応したということでございます。

新聞の報道につきましては、これからも緊急を要するということにつきましては、大変申しわけありませんけれども、議員の皆様には発表といたしますか、御説明をする前に報道に発表して、何しろ町民の皆様には安心をしていただくということが第一だというふうに考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○12番（渡辺悦郎君） 結構です。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（遠藤 豪君） 1点お伺いいたします。

幸いにも、このコロナウイルスの関係、小山町民には罹患者が一人も今のところいないということになるわけですが、もし仮に小山町でこれに罹患して入院が必要になった場合、窓口は当然県ということで、保健所ということは承知しておるんですけども、御殿場市、小山町に感染症の入院治療というか、入院する場所があるのかどうか。

あるいは、この東部に、1市1町にもし、ないとすれば、どこの病院が感染症対策の指定病院になっておるのか。分かる範囲でお教えいただきたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野一彦君） 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

御殿場、小山には、この感染症の指定医療機関というものはございません。その先、東部で言いますと、裾野でございます。全て一応、現在の新型コロナウイルス感染症につきましては、県知事権限ということで、具体的には御殿場保健所が窓口となって全て動いております。万が一、小山町で感染症が発生した場合、この場合に保健所が現地に急行し、調査、それから搬送、入院までの手続等は全て行うこととなっております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（小林千江子君） ただいま遠藤議員、並びに住民福祉部長の方から御説明があった件で、追加で質問の方をさせていただきます。

保健所の方にもし感染の疑いがあるようであれば連絡をするということでしたが、やはり住民に対して、どのようなガイドラインを、どのような対策というか、どのようにガイドラインを設けているのかという周知がまだされていないように思います。確かにインターネット等で検索をすれば、それは閲覧できるのかもしれませんが、全ての住民のネット環境が整っているとも思えませんし、スマートフォンを持っているとも思えません。そういった対策をどのようにされるのか、1点御説明していただきたいと思います。

また、追加で、新型コロナによる支援対策として逼迫している小規模の企業に対する支援をしていただきましたが、その企業に伴いパートで生計を立てている生活困窮世帯、特に子育て世代や母子家庭世帯への支援も今後必要になってくるかと思えます。今後と言わず、本当早急に実は支援をしていただきたいんですけども、確かに貸付制度などもあります。それは返済が伴ってしまいます。もともと困窮していた中でさらなる負担になってしまうことが予測できます。現状どのように把握され、また今後そのような方々に対してどう対策を講じられる予定なのか、御意見を伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野一彦君） 小林議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナに関連する住民に対するガイドラインというような御質問だったと思いますが、一応小山町におきましては、住民福祉部の健康増進課が窓口となりまして、各種の住民に対する啓発、これはホームページへの掲載から始まりまして、無線放送、それから全戸配布等の通知、こういったものにより情報の方を提供しております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 小林議員、よろしいですか。

○3番（小林千江子君） 済みません、もう1点お伺いさせていただいた困窮世帯の支援。

○議長（池谷洋子君） 生活困窮者と、あとパートさんの話ですかね。

○3番（小林千江子君） そうですね、現状の把握と支援をどのようにされるのか。

○議長（池谷洋子君） 現状の把握と支援。

答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野一彦君） 失礼いたしました。生活困窮の関係ですが、こちらは主に社会福祉協議会が窓口となりまして、生活に必要な小口資金の貸し付け等、こちらを対応しております。

社会福祉協議会の方から情報を得たところによりますと、やはり例年よりもはるかに多い件数というところで、受け付けの方が増加しているということでもあります。

以上であります。

○3番（小林千江子君） 貸し付けでは、状況の改善というのは本当にその場しのぎで、その後また返済をしなければいけません。返済ができるような底力があれば貸し付けに手を出さずとも何とか踏ん張れると思うんですね。町として、やはり本当に困っている方達に対してどう支援をするのか、今まさに求められているときだと思えます。今後どのような対策をとられるのかきちんと議論をしていただきまして、早急に対応していただきたいと思えます。

○議長（池谷洋子君） 小林君に申し上げます。ただいまの発言は、質疑の範囲を超えています。注意をします。回答は結構です。

ほかに質疑はありませんか。

○9番（岩田治和君） 6ページの商工業振興費の関係で伺います。

新型コロナウイルス対策として、商工業振興費に5,000万円追加ということになっております。小規模事業者に経営支援として10万円を支援金としてありますが、先ほど室伏辰彦議員の方がありましたように、35%の売上低下で10万円を支援するということでは、私はどうも少な過ぎるのではないかと思います。今後、5月以降、経営環境もだいぶ変わってくるとは思いますが、先ほどの町長の答弁で、緊急危機事案と考えるから一刻でも早く対応ということでこういうような対応がとられたようですけど、今後、5月、6月以降の環境を見て、10万円を更に増額する考えはあるのかどうか。その点についてお伺いします。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） 岩田議員の御質問にお答えいたします。

今後ということでありますけれど、現在10万円の給付金の関係で、主にどういう業種が多く出ているかということをおし上げますと、飲食と宿泊というのが大半でございまして、そこを今回更に手厚くするというので、30万円の協力金ということで、休業していただければ30万円を支給できるという制度を設けましたので、現在のところ、そちらで何とかカバーしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 先ほど35%ということでお伺いをしたんですけれども、商工観光課長の答弁だと、自分の聞いた範囲だと、商工会の方が35%を要望したと受け取ってしまったんですが、それについてもう一度お伺いいたします。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） 室伏議員の御質問にお答えいたします。

商工会が35%という要望をしたわけではございませんで、町長のところに陳情がございまして、それをもちまして、50%をじゃあどこまで下げようかというところで、35という判断をしたということでございます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第57号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第58号 令和2年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（池谷洋子君） 日程第13 議案第58号 令和2年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第58号 令和2年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

はじめに、2ページをお開きください。

本案は、先ほど御審議いただきました小山町国民健康保険条例及び小山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の可決成立を受け、小山町国民健康保険において国の要請どおり傷病手当金を支給するための所要の予算を補正によりお願いするものであります。

既定の歳入歳出予算額に330万円を追加し、予算の総額を19億4,930万円とするものであります。歳入について御説明いたします。

6ページをお開きください。

5款1項1目保険給付費等交付金の2節特別交付金の330万円の増額は、傷病手当金支給の財源として増額するものであります。新たに特別調整交付金傷病手当金分として細節を区分し、交付率は10分の10であります。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページをお開きください。

2款6項1目傷病手当金、説明欄（2）傷病手当金の18節負担金補助及び交付金を330万円増額しますのは、歳入で御説明いたしました傷病手当金で、1人当たり6万円として55人分を支給する費用として計上しております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第58号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第59号 令和2年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（池谷洋子君） 日程第14 議案第59号 令和2年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○**経済産業部長（高村良文君）** 議案書は別冊となります。

議案第59号 令和2年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、令和元年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計において収支不足が生じたため、地方自治法施行令第166条の2第1項の規定により、令和2年度の歳入を繰り上げ充用し、歳入不足を補填する増額補正をするものであります。

予算書2ページをお開きください。

補正の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,042万2,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ5,187万2,000円とするものであります。

先に歳入についてであります。

予算書6ページを御覧ください。

1款1項1目売電収入を1,043万2,000円増額いたしますのは、売電収入の増額を見込むものであります。

また、2款1項1目繰越金を1万円減額いたしますのは、前年度からの繰越金を減額するものであります。

次に、歳出でございます。

7ページを御覧ください。

4款1項1目繰上充用金のうち、説明欄（2）繰上充用金を1,042万2,000円増額いたしますのは、令和元年度木質バイオマス発電事業特別会計の予算に繰り上げ充用するものであります。

説明は以上であります。

○**議長（池谷洋子君）** 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○**7番（藺田豊造君）** ただいまの補正予算について御質問させていただきます。

法の166条の2は、歳入が歳出に不足が生じた場合、翌年度の歳入に繰り上げてこれに充てることができる。いわゆる、繰り上げ充用が法では認められておりますが、去年、今年と続くこの事業は異常だと言わざるを得ません。

先般の説明においては、今後、今年言われると17年続くとなりましたが、この異常な事態を回避するのにどのような手だてが考えられているか。さらに続くとしたら、この事業の撤退はあり得るのか、あり得ないのか。

以上についてお伺いします。

○**議長（池谷洋子君）** 答弁を求めます。

○**フロンティア推進課長（湯山浩二君）** 藺田議員にお答えいたします。

まず、今後この状況を回避するための施策についてでございますけれども、まず、先日議員からも御指摘がありましたとおり、今後、まず月ごとの決算を検証し、また月ごとに事業計画の方

をしっかりと立てまして、安定稼働に向けて事業を進めていく。これにつきましては、木質バイオマス発電に詳しい専門家の方々も既に加わっております。行政アドバイザーとして登録していただいておりますが、その方にも当然検証していただきながら、改善に向けて本事業を進めていきたいと考えております。

それから、2点目の撤退があり得るかについてでございますが、議員も御承知のとおり、本施設につきましては、約2億2,000万投じて作った施設でございます。こちらにつきましては、やはり循環型社会を今後構築していく中で、当然必要な施設として認識しております。ですので、今後の存続につきましても、既に今年度の業務に当たりましては専門家の方に相談しながら、業務委託の方も実施しておりますので、今後も見据えた形で検証、検討していただくということで考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。1番 室伏 勉君。

○1番（室伏 勉君） 議案第59号 令和2年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第1号）の承認を求めることにつきまして、反対の立場から討論をいたします。

まず、はじめに、この木質バイオマス発電事業は、湯船原地区新産業集積エリア造成事業の根幹をなすものであり、何よりも最優先で収益体制を確立し事業の継続を図るべきものと理解しています。また、本件は、私の3月定例会における一般質問と関連していますことを申し添えます。

本町におきまして、この事業は大変重要な事業であるにも関わらず、平成30年度決算は792万2,000円の赤字であります。令和元年5月臨時会にて、平成31年の予算から繰り上げ充用し、専決処分されております。また、令和元年度の本特別会計は250万円の赤字の見込みであり、平成30年度分を合算した累計1,042万2,000円の赤字を2年連続で令和2年度の予算から繰上充用金として今臨時議会に上程されております。

民間企業の多くは日本の会計基準を採用していますが、その中の減損会計においては2期連続の営業赤字は減損の兆候ありとされ、将来キャッシュフローの黒字化が大きな争点となります。この基準を自治体の特別会計に当てはめるのは無理がありますが、管理手法の一つであると考えます。制度としての繰り上げ充用は理解できますが、2年連続の赤字をしっかりとした検証結果が明示されない中、安易に処理することに疑問が残ります。

2点目として、この補正予算を組むに当たり、赤字相当額1,042万2,000円は事業収入に加算され、5,187万2,000円の事業収入予算となりますが、この収入増に伴う事業計画が何ら示されていない点であります。これは、令和元年度の収入見込み2,694万4,000円の倍です。投資した2億円

強の回収を目指し、まずは令和2年度の月度ごとの項目別事業計画を町民、議会に報告すべきです。

現在は、御承知のとおり、コロナウイルスが蔓延しています。民間企業はどこも明日の資金繰りに四苦八苦しています。このような大変な時期であるからこそ、町は町民から預かった大切な税金を1円も無駄にすることなく、きっちりとした計画を作成、そして実行することを求め、私の反対討論といたします。

○議長（池谷洋子君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第59号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立多数です。したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に提出されました議案の審議は全部終了しました。

これで会議を閉じ、令和2年第3回小山町議会4月臨時会を閉会します。

午前11時47分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 池 谷 洋 子

署 名 議 員 室 伏 勉

署 名 議 員 室 伏 辰 彦